

岩倉市自衛官募集事務に係る募集対象者情報の外部提供に関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法（昭和26年法律第165号）第97条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、防衛大臣に対して、住民基本台帳に記録されている募集対象者情報を外部提供する場合の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛知地方協力本部長 防衛大臣を長とする防衛省の下部組織である、防衛省自衛隊愛知地方協力本部の本部長をいう。
- (2) 募集対象者 自衛官募集に係る案内を送付する年度において、18歳になる者をいう。
- (3) 募集対象者情報 住民基本台帳に記録されている情報のうち、募集対象者に係る氏名、生年月日、性別及び住所をいう。

(対象データの抽出)

第3条 市長は、防衛大臣から募集対象者情報に係る資料の提出を求められた場合は、募集対象者情報を住民記録システムから抽出するものとする。

(外部提供の取組の周知)

第4条 市長は、募集対象者情報に係る外部提供の取組について、広く市民に周知するよう適切な措置を講ずるものとする。

(除外申出)

第5条 岩倉市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、募集対象者情報の外部提供を希望しない旨を市長に申し出ることができる。

- (1) 募集対象者
- (2) 募集対象者の法定代理人
- (3) 募集対象者の任意代理人

2 前項の規定による申出をしようとする者(以下「申出者」という。)は、

市長が別に定める期間内に、除外申出書（様式第1）を提出しなければならない。

3 申出者は、前項の規定による提出と併せて、次の各号に掲げる申出者の区分に応じ、当該各号に定める書類の原本又は写しを提示し、又は提出して行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる者 募集対象者の本人確認書類

(2) 前項第2号に掲げる者 募集対象者の本人確認書類、法定代理人の本人確認書類及び申出者が募集対象者の法定代理人であることを証する書類（当該法定代理人が募集対象者と同一世帯でない場合に限る。）

(3) 前項第3号に掲げる者 募集対象者の本人確認書類、任意代理人の本人確認書類及び申出者が募集対象者から委任されていることを証する書類

4 前項各号に掲げるもののほか、市長は、申出者に対し、本人確認又は資格確認のために必要な書類の提出を求めることができる。

（募集対象者情報の外部提供をしないことの決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申出を受けた場合であって、除外申出書の記載事項が住民基本台帳の内容及び前条第3項の規定により提示又は提出を受けた同項各号に掲げる書類と相違がないと認めるときは、当該申出者に係る募集対象者情報の外部提供をしないことを決定し、当該申出者に係る募集対象者情報を除外対象者名簿（様式第2）に記載するものとする。

2 市長は、前項の規定による記載をしたときは、当該募集対象者（以下「除外決定者」という。）に対し、除外決定通知書（様式第3）を送付するものとする。

3 市長は、除外決定者から前条第1項の規定による申出があった日の属する年度の翌年度の3月31日を経過したときは、当該除外対象者に係る事項を除外対象者名簿から消去するものとする。

（対象者名簿データの作成等）

第7条 市長は、第3条の規定により募集対象者情報を住民記録システムから抽出したときは、除外対象者名簿に記載された除外決定者に関する募集対象者情報を削除したうえで、対象者名簿データを作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により対象者名簿データを作成した後に除外対象

者名簿に記載された除外決定者があるときは、速やかに当該除外決定者に係る募集対象者情報を対象者名簿データから削除するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により対象者名簿データを作成したときは、当該対象者名簿データの作成した日の属する年度の翌年度の3月31日を経過したときは、当該対象者名簿データを消去するものとする。

(対象者情報の提供)

第8条 市長は、前条の規定により対象者名簿データを作成したときは、愛知地方協力本部長が提供する宛名シールに当該対象者名簿データに係る住所及び氏名を印字して提供するものとする。この場合において、当該宛名シールには、当該住所に係る郵便番号を付することができるものとする。

- 2 愛知地方協力本部長は、市長に受領書(様式第4)を提出のうえ、当該宛名シールの授受を行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

年 月 日

岩倉市長 殿

除外申出書

自衛官募集事務に係る募集対象者情報の提供からの除外を申し出ます。

1 対象者

フリ 氏	ガナ 名	
生年月日		年 月 日
住 所		〒 4 8 2 - 岩倉市
電話番号		

2 申出者

区分		記入欄
1	本人	
2	法定代理人	氏名 住所 (対象者と同居の場合は、同居と記入) 電話番号 続柄
3	その他の代理人	氏名 住所 電話番号

備考：区分の数字に○を付し、必要事項を記入してください。

(注) 次の区分により本人確認書類を提示し、又は提出してください。(写し可)

区分 1：本人確認書類

区分２：対象者本人の本人確認書類、法定代理人の本人確認書類及び
申出者が対象者の法定代理人であることを証する書類（法定代理人が
対象者と同一世帯でない場合に限る。）

区分３：対象者本人の本人確認書類、任意代理人の本人確認書類及び
申出者が対象者から委任されていることを証する書類

様式第3（第6条関係）

年 月 日

氏名 様

岩倉市長

除外決定通知書

年 月 日付け除外申出について、岩倉市自衛官募集事務に係る募集対象者情報の外部提供に関する要綱第6条の規定に基づき、年度における募集対象者情報の提供から除外することを決定しました。

（除外決定対象者）

氏名

生年月日 年 月 日

住所

なお、上記の除外決定に係る除外対象者名簿への記載は、年3月末日経過後、消去します。

様式第4（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

自衛隊愛知地方協力本部長

受領書

自衛官募集事務に係る対象者情報について、下記のとおり受領いたしました。

記

1 受領物件

自衛官募集事務に係る対象者情報

対象者 人分

2 受領物件の取扱いについて

受領した物件については、自衛官募集事務の使用に限定し、目的外使用及び第三者への提供等はいたしません。